

令和2年10月 1日発行
令和3年 1月 1日改定



ムーンショット型研究開発事業

令和2年度委託研究事務処理説明書

＝ 補 完 版 ＝

大学等／企業等

国立研究開発法人科学技術振興機構

挑戦的研究開発プログラム部

目次

A. 用語の解説	3
ムーンショット型研究開発事業（通常型）における用語の定義	4
B. 契約体系について	5
ムーンショット型研究開発事業（通常型）における契約体系について	6
委託研究契約と実施規約	6
C. 事務処理説明書 共通版との違い	7
ムーンショット型研究開発事業における事務処理説明書_共通版との違い	9
1. 直接経費の執行	9
(1) 研究期間終了後の物品の取扱いについて	9
(2) PM、課題推進者及び調査研究型におけるチームリーダーの人件費の計上	11
(3) 調査研究型における他機関所属の研究参加者に係る謝金について	13
(4) 若手研究者の専従緩和	14
(5) 研究以外の業務の代行経費の計上（バイアウト制度の導入）	15
2. 間接経費について	17
(1) 間接経費率	17
(2) 特許関連経費の取り扱い	18
(3) 間接経費の使用実績等の報告について	19
3. 知的財産権の管理について	20
(1) 知的財産権の取扱いについて	20
(2) 専用実施権等の設定等に係る JST への事前申請について	21
4. 各種報告書等の提出について	22

令和2年度委託研究事務処理説明書 補完版（以下、本補完版という）について

●ムーンショット型研究開発事業 委託研究契約関連書類

<https://www.jst.go.jp/contract/index2.html>

- 報告書等の作成等に当たっては、必ず上記URLからダウンロードの上、所定の電子ファイルをご使用ください。

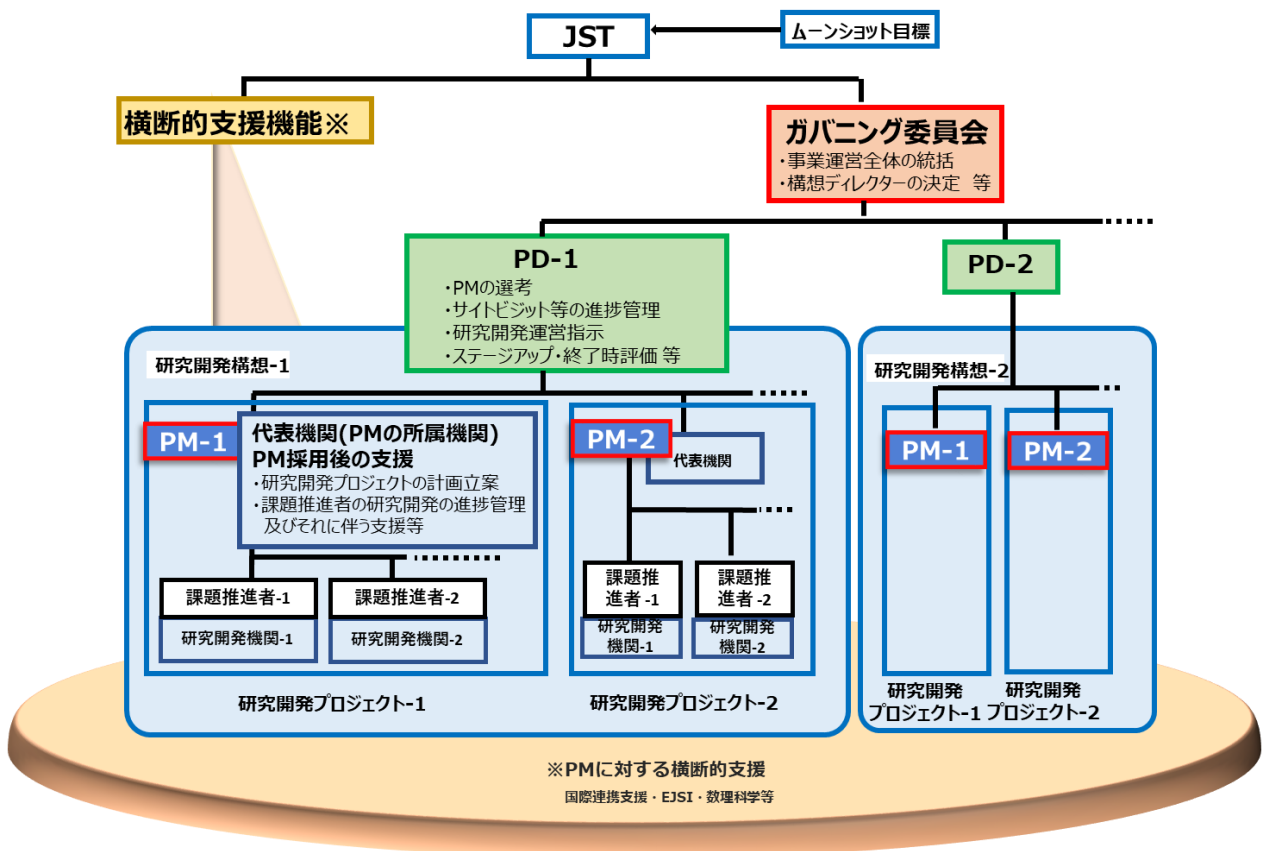
A. 用語の解説

ここでは、ムーンショット型研究開発事業（通常型）固有の用語を解説します。

ムーンショット型研究開発事業（通常型）における用語の定義

用語	定義
PM	研究開発プロジェクトの設計・マネジメントを行う、JST の公募で採択されたプロジェクトマネージャー
PD	PM や研究開発プロジェクトの管理・評価等のプログラム運営を行う、JST が任命した構想ディレクター（プログラムディレクター）
課題推進者	PM が設計した研究開発プロジェクトの研究開発を分担する者
代表機関	PM の所属機関
研究開発機関	課題推進者の所属機関

【参考：体制図】

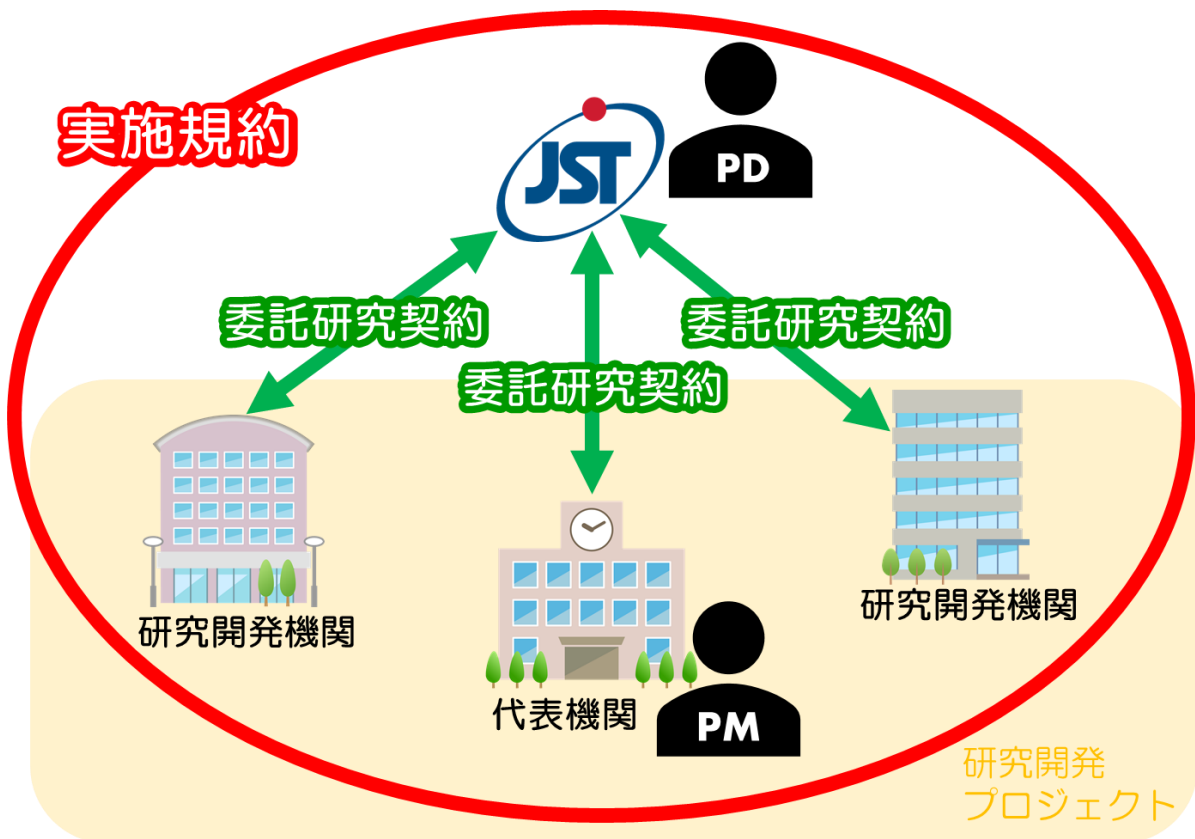


B. 契約体系について

ここでは、「委託研究契約」＋「実施規約」という、ムーンショット型研究開発事業（通常型）固有の契約体系を説明します。

ムーンショット型研究開発事業（通常型）における契約体系について

委託研究契約と実施規約



ムーンショット型研究開発事業（通常型）では、代表機関又は研究開発機関が準拠するルールとして委託研究契約書の他に実施規約があります。

「委託研究契約」は、代表機関又は研究開発機関が JST を相手に 1 対 1 で締結する契約であり、委託研究契約書には、JST から研究開発を受託する上での権利義務が定められています。

一方、「実施規約」は、同一の研究開発プロジェクト（以下、「プロジェクト」という。）に参加する PM、代表機関及び研究開発機関並びに JST（PD を含む）がグループ内で誓約する規約です。

実施規約には、当該グループ内における情報管理や知的財産権の取扱等、プロジェクトを効果的に推進するために各構成員が遵守すべき手順等が定められています。

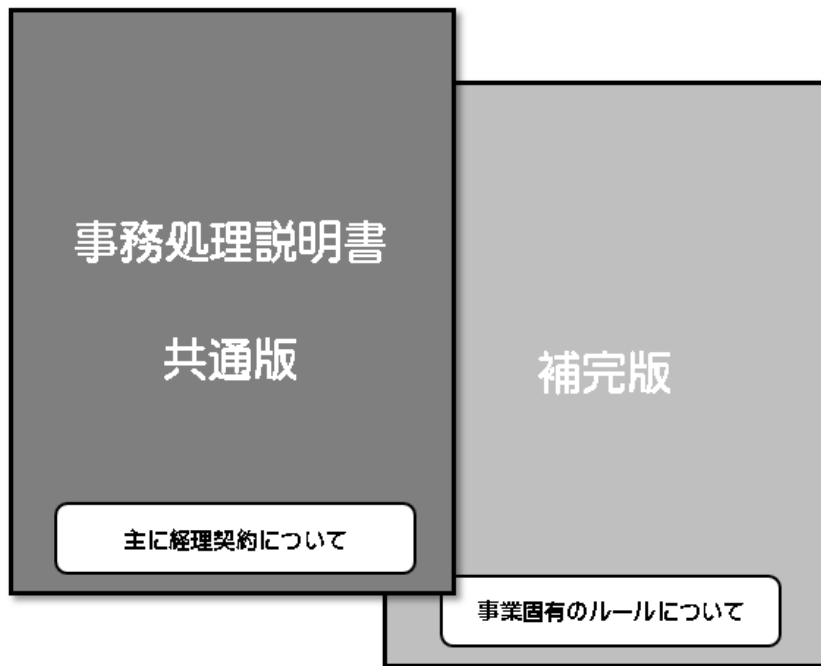
なお、実施規約を遵守することは、委託研究契約書の特別条項にも定められています。

C. 事務処理説明書 共通版との違い

ここでは、「委託研究事務処理説明書 共通版」に記載された内容を参照しつつ、共通版とは異なるムーンショット型研究開発事業固有の取扱いを説明します。

委託研究事務処理説明書の見方

- 委託研究事務処理説明書は、経理契約等共通の事項を「共通版」に記載し、共通版との取扱いの違いや事業固有のルールがある場合は、それらを「補完版」に記載しています。
- 共通版のページ下段に、補完版がある事業名（略称）を並べたアイコンを置いています。アイコンの事業名（略称）の横には、ページ内のどこで差異が生じたか確認するための項番を記載しています。「補完版」をご覧になる際は、「共通版」に記載の差異箇所をあわせてご確認ください。
- 共通版と補完版を合わせて「事務処理説明書」とします。
- 補完版と共通版の間で差異が生じる場合は、補完版の定めが優先されます。



○事務処理説明書 共通版 大学等

<https://www.jst.go.jp/contract/download/2020/2020a301manua.pdf>

○事務処理説明書 共通版 企業等

<https://www.jst.go.jp/contract/download/2020/2020c301manua.pdf>

ムーンショット型研究開発事業における事務処理説明書_共通版との違い

1. 直接経費の執行

(1) 研究期間終了後の物品の取扱いについて

共通版の記載内容	大学等：	企業等：
	—	29ページ
企業等		
II. 経理・契約事務について		
6. 直接経費の執行		
(4) 物品等の取扱いについて		
② 物品の管理		
f. 研究期間終了後の物品の取扱いについて		
<ul style="list-style-type: none"> 研究期間終了後、取得物品および提供物品のうちJST帰属の有形固定資産については、引き続き本研究の応用等の目的に使用されることを前提に、原則として一定の貸借期間（有償）を経て、耐用年数経過後に買い取りいただくこととしております。ただし、耐用年数経過前（研究期間終了時等）であっても、引き続き、本研究の応用等の目的に使用されることを前提として買い取ることが可能です。 		

共通版と異なり上書きとなる事項

ムーンショット型研究開発事業では、「企業等」は、取得物品および提供物品のうちJST帰属の固定資産を、本研究の発展に寄与する目的で使用されることを前提に、研究期間終了後遅滞なくJSTから買い取りいただくこととなります。（JSTが使用又は処分等を必要とする場合を除きます。）

この場合の買い取り価格は、旧定率法による償却額をもとに次のとおり算出された譲渡価格に対して消費税を加算した額となります。

$$\text{「譲渡価格」} = \text{「取得価額」} - \text{「償却累計額」}$$

- ※ 償却の期間は、取得日から起算して、研究期間終了日までの月数を年換算した期間とします（1月末満切り上げ）。
- ※ 計算の結果、「譲渡価格」が「取得価額」の5%より少額となる場合は、「取得価額」の5%が譲渡価格となります。

【算出例】

研究用の測定機器を2022年5月15日に100万円で取得し（JSTでは7月に資産計上）、2025年3月31日（2024年度末）に研究期間が終了する場合。

当該測定機器は、開発研究用減価償却資産の器具及び備品に該当するので、耐用年数は4年で減価率は0.438。償却期間は、33月。

2022年度末 $1,000,000円 \times (1 - 0.438 \times 9 / 12) = 671,500円$

2023年度末 $671,500円 \times (1 - 0.438) = 377,383円$

2024年度末 $377,383円 \times (1 - 0.438) = 212,089円$

$212,089円 > 1,000,000円 \times 5\% = 50,000$ なので、譲渡価格は212,089円(税別)となり、買い取り価格は233,297円(税込)となります。

(2) PM、課題推進者及び調査研究型におけるチームリーダーの人件費の計上

共通版の記載内容	大学等： 33ページ	企業等： 33ページ
<p>II. 経理・契約事務について</p> <p>6. 直接経費の執行</p> <p>(6) 「人件費・謝金」の計上</p> <p>② 直接経費での雇用対象</p> <p>本研究を実施するために直接必要な研究員・技術員・研究補助員等で、研究計画書に研究参加者としての登録がある者</p> <p>ただし、以下に該当する者の人件費は、直接経費に計上することができません。</p> <p>a. 研究担当者</p> <p>b. 国立大学法人、独立行政法人、学校法人等で運営費交付金や私学助成金等により国から人件費を措置されている</p> <p>*****</p> <p>ただし、研究担当者の人件費は、直接経費に計上することができません。（企業等）</p>		

共通版と異なり上書きとなる事項

ムーンショット型研究開発事業では、「大学等」は以下の(1)、「企業等」は(2)の手順に従って、PM、課題推進者及び調査研究型におけるチームリーダー（以下この事項において「PM等」という。）の人件費を直接経費に計上することができます。

(1) 大学等の場合※

① 計上できる経費

PM等の年間給与額に、年間を通じて研究活動に従事するエフォート（全仕事時間100%に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合）を乗じた額とすることを原則として、研究課題の実施に支障のないよう、本人が設定します。

② 計上の条件

以下の全ての条件を満たす場合のみ計上が認められます。

- a. 直接経費にPM等の人件費（の一部）を計上することについて、本人が希望していること。
- b. 大学等において、計上により確保した財源を研究力向上のために適切に執行する体制が整備されていること。
- c. 大学等において、研究の業績評価が処遇へ反映される等の人事給与マネジメントを実施していること。

③ その他留意事項

- a. 後述の研究以外の業務の代行経費を計上する場合、当該代行により増加した研究活動に従事するエフォート分の人件費を計上することはできない。

- b. 当初計画になく期中に計画を見直してPM等の人件費を計上する場合には、費目間流用の範囲内であっても、研究開発計画書を修正の上、事前にJST担当者へ確認をすること。
- c. 該当する人件費が本来、国からの資金（交付金・補助金等）・公費による人件費措置の対象であって、かつ当該資金（交付金・補助金等）に対する人件費の置換えが認められていない場合は、計上できない。
- d. 体制の整備状況や策定した活用方針を文部科学省の窓口に届け出るとともに、財源の活用後には活用実績を報告すること。

※ 「競争的研究費の直接経費から研究代表者(PI)の人件費の支出について（令和2年10月9日 _ 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）」
https://www.mext.go.jp/content/20201009-mxt_sinkou02-000007711-01.pdfを踏まえ、各大学等において予め必要な仕組みを構築した上で計上してください。

（2）企業等の場合

事務処理説明書共通版 P33「④兼業者の取扱について」に準じて次のとおり処理してください。

人件費精算書（経理様式17）および作業日誌（経理様式16）により本研究に該当する部分の人件費を適切に按分の上、計上してください。また、作業日誌（経理様式16）及び人件費精算書（経理様式17）は、その写しを収支簿に添付してJSTへ提出し、原本は研究機関において証拠書類とともに保管してください。

(3) 調査研究型における他機関所属の研究参加者に係る謝金について

共通版の記載内容	大学等： 36ページ	企業等： —
<p>II. 経理・契約事務について</p> <p>6. 直接経費の執行</p> <p>(6) 「人件費・謝金」の計上</p> <p>⑤ 招待講演・専門的知識の提供に係る謝金について</p> <p>本研究の実施に伴い直接必要である場合に限り計上可能です。また、単価基準は研究機関の規程に準じて執行してください。</p> <p>招待講演等により外部専門家に謝金を支払う場合を想定しています。</p> <p>ただし、他の研究機関所属の者であっても、同一研究チームの研究参加者として参画している場合は、招待講演等の謝金対象とすることはできません。</p>		

共通版と異なり上書きとなる事項

ムーンショット型研究開発事業（調査研究型）では、「大学等」「企業等」ともに、他の研究機関に所属する同一研究チームの研究参加者であっても、当該他の研究機関が JST と委託研究契約を締結しないため、謝金対象とすることができます。

(4) 若手研究者の専従緩和

共通版の記載内容	大学等： 36ページ	企業等： —
II. 経理・契約事務について 6. 直接経費の執行 (7) 「人件費・謝金」に関する留意事項 ＊＊		

共通版に追加される事項

ムーンショット型研究開発事業では、「大学等」において研究開発プロジェクトの実施のために雇用される40歳未満の若手研究者（PM、課題推進者及び調査研究型におけるチームリーダーを除く）は、以下の実施条件を満たす場合に、直接経費に人件費を計上されたまま、当該研究開発プロジェクトに従事するエフォートの20%までを、プロジェクトの推進に資する自発的研究活動や研究・マネジメント能力向上に資する活動（以下、「自発的な研究活動等」という。）に充てることができる。

- ① 実施条件
 - a. 若手研究者本人が自発的な研究活動等の実施を希望すること。
 - b. PM、課題推進者又は調査研究型におけるチームリーダーが、当該研究開発プロジェクトの推進に資する自発的な研究開発活動等であり、かつ、支障がないと判断し、所属機関が認めること。

- ② 実施方法

「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針（令和2年2月12日__競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）」 https://www.mext.go.jp/content/20200603-mxt_sinkou02-000007710-01.pdf を踏まえ、各大学等において予め必要な仕組みを構築した上で実施してください。

(5) 研究以外の業務の代行経費の計上 (バイアウト制度の導入)

共通版の記載内容	大学等： 39ページ	企業等： —
II. 経理・契約事務について 6. 直接経費の執行 (8) 「その他」の計上 ＊＊		

共通版に追加される事項

ムーンショット型研究開発事業において、「大学等」は、以下の手順に従って、所属するPM、課題推進者及び調査研究型におけるチームリーダー（以下この事項において「PM等」という。）に関する研究以外の業務の代行経費を直接経費に計上することができます。※

ただし、該当する人件費が本来、国からの資金（交付金・補助金等）・公費による人件費措置の対象であって、かつ当該資金（交付金・補助金等）に対する人件費の置換えが認められていない場合は、直接経費に計上することはできません。

① 計上できる経費

ムーンショット型研究開発事業に専念できる時間を確保するために、PM等が、本人の希望により、所属する大学等における業務のうち、研究以外の業務（講義等の教育活動やそれに付随する事務等。なお「研究」には、本委託研究費により実施される研究以外の研究も含む。）を代行させるために必要となる経費。

② 計上の条件

- a. PM等が所属する研究機関において、研究者の研究時間の確保というバイアウト制度の趣旨を踏まえた適正な仕組みを構築し、運用すること。
- b. PM等が希望する業務の代行に関し、当該PM等との合意に基づき、その内容や費用等の必要な事項について研究機関のバイアウト制度の仕組みに則った代行要員の確保等により代行を実施すること。
- c. 複数の研究費を合算して代行を実施する場合は、経費分担の根拠を明確にし、各経費間で重複がないよう、適切な経費配分を行うこと。

③ その他留意事項

- a. 直接経費によりPM等の人件費が支出される場合においては、特に適切なエフォート管理に留意すること。
- b. 当初計画になく期中に計画を見直してバイアウト経費を計上する場合には、費目間流用の範囲内であっても、研究開発計画書を修正の上、事前にJST担当者へ確認をすること。

※ 「競争的研究費の直接経費から研究以外の業務の代行経費にかかる経費を支出可能とする見直し（バイアウト制度の導入）について（令和2年10月9日_競争的研究費に関する関

係府省連絡会申し合わせ)」 https://www.mext.go.jp/content/20201009-mxt_sinkou02-000007712-01.pdf を踏まえ、各大学等において予め必要な仕組みを構築した上で計上してください。

2. 間接経費について

(1) 間接経費率

共通版の記載内容	大学等： 48ページ	企業等： 46ページ
(1) 間接経費の算定・請求 間接経費は直接経費に対する一定比率（原則30%の間接経費率）で措置されます。		

共通版と異なり上書きとなる事項

ムーンショット型研究開発事業における間接経費は、「大学等」には直接経費の30%、「企業等」には直接経費の10%が措置されます。

但し、中小企業に該当する「企業等」には、直接経費の20%が措置されます。

なお、中小企業に該当する場合※は、契約締結時に中小企業者証明書【経理様式20】を提出してください。

※ 中小企業の定義は中小企業基本法第2条第1項（中小企業者の範囲及び用語の定義）を準用し、当該機関の研究開発プロジェクトへの参画が決定した時点の状況で判定します。

(2) 特許関連経費の取り扱い

共通版の記載内容	大学等： 49ページ	企業等： 47ページ
<p>注) 特許関連経費の取扱い：本事業では、「特許関連経費（出願料、弁理士費用、関係旅費、手続き費用、翻訳費用等）」については、間接経費での計上を原則とします。</p>		

共通版と異なり上書きとなる事項

ムーンショット型研究開発事業では、「大学等」「企業等」ともに、研究期間中に特許権取得が見込まれる成果については、その特許関連経費（出願料、弁理士費用、関係旅費、手続き費用、翻訳費用等出願にかかる経費）を直接経費に計上することができます。

(3) 間接経費の使用実績等の報告について

共通版の記載内容	大学等： 50、78ページ	企業等： 48、76ページ
<p>【大学等50ページ、企業等48ページ】</p> <p>① 間接経費の執行に関する留意事項</p> <p>c. 間接経費の報告等</p> <p>間接経費に係る収支簿および証拠書類をJSTへ提出する必要はありませんが、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針【別添1】」に示されている「使途の透明性の確保」の観点から、適正な執行を証明する証拠書類を整備してください。</p> <p><u>間接経費の使用実績等については翌事業年度の6月30日までに府省共通研究開発管理システム(e-Rad)により報告してください</u></p> <p>【大学等78ページ、企業等76ページ】</p> <p>「間接経費執行実績報告書」は、当該事業年度に研究機関へ交付された全ての競争的資金を合算の上、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)により翌事業年度の6月30日までに報告してください。</p>		

共通版と異なり上書きとなる事項

ムーンショット型研究開発事業は、「大学等」「企業等」ともに府省共通研究開発管理システム(e-Rad)で「間接経費執行実績報告書」を報告する必要はありません。なお、執行、使途等につきましては、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」に準じてください。

3. 知的財産権の管理について

(1) 知的財産権の取扱いについて

共通版の記載内容	大学等： 59ページ	企業等： 57ページ
III. 知的財産権の管理について 1. 研究成果に係る知的財産権の基本的な考え方 ＊＊		

共通版に追加される事項

ムーンショット型研究開発事業では、同一プロジェクトに参加する機関の間での知的財産権の取扱いを「実施規約」に定めていますので、「大学等」「企業等」ともに、こちらも遵守してください。

(2) 専用実施権等の設定等に係る JST への事前申請について

共通版の記載内容	大学等： 61 ページ	企業等： 59 ページ
<p>Ⅲ. 知的財産権の管理について</p> <p>2. 研究機関所属の研究者等（研究機関発明者）の持分に係る知的財産権の取扱い</p> <p>(3) 研究機関に帰属した（JSTとの共有でない）知的財産権について</p> <p>① JSTへの事前申請が必要な場合</p> <p>*****</p> <p>第三者に知的財産権の移転又は専用実施権等の設定若しくはその移転の承諾（以下「専用実施権等の設定等」という。）を行う場合、研究機関は所定の様式により予め申請を行い、JSTの承認を受ける必要があります。<u>ただし、合併又は分割により移転する場合及び次の a. から c.（産業技術力強化法施行令第2条第3項と同義）に該当する場合は、以下②の通知のみとすることができます。</u></p> <p>a. <u>研究機関が株式会社である場合で、研究機関がその子会社（会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社をいう。）又は親会社（会社法第2条第4号に規定する親会社をいう。）に移転又は専用実施権等の設定等をする場合</u></p> <p>b. <u>研究機関が承認 TLO（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成10年法律第52号）第4条第1項の承認を受けた者（同法第5条第1項の変更の承認を受けた者を含む。））又は認定 TLO（同法第11条第1項の認定を受けた者）に移転又は専用実施権等の設定等をする場合</u></p> <p>c. <u>研究機関が技術研究組合である場合で、研究機関がその組合員に移転又は専用実施権等の設定等をする場合</u></p>		

共通版から削除される事項

ムーンショット型研究開発事業では、「大学等」「企業等」ともに、第三者に知的財産権の移転又は専用実施権等の設定若しくはその移転の承諾を行う場合、例外なく JST の承認を受ける必要があります。よって、上記ただし書き以降に記載される「通知のみ」とできるケースは適用されません。

4. 各種報告書等の提出について

共通版の記載内容	大学等： ー	企業等： 75 ページ
企業等 Ⅷ. 各種報告書等の提出について 1. JSTへの提出物（経理様式） ＊＊		

共通版に追加される

ムーンショット型研究開発事業では、中小企業に該当する「企業等」に対して以下の様式を追加します。

様式	報告書等の名称	提出期限等
経理様式 20	中小企業者証明書	委託研究契約締結時（条件に該当する法人のみ）